

公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター定款

平成 23 年 4 月 1 日
改正平成 24 年 10 月 26 日
改正平成 26 年 5 月 28 日
改正令和 4 年 9 月 22 日
改正令和 8 年 5 月 27 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を名古屋市昭和区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、県民の暴力団排除意識を高め、暴力団員及びこれに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団、準暴力団及びこれに類するその他の犯罪集団（以下「暴力団等」という。）による不当な行為の防止及びこれに伴う被害の救済を図るなど、県民総ぐるみによる総合的な暴力団対策を推進し、もって安全で住みよい愛知県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員等又は暴力団等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員等又は暴力団等による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
- (3) 暴力団員等又は暴力団等による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団員等又は暴力団等の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当要求による被害を防止するために選任する事業所の責任者の業務を適正に実施させるための講習を実施すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条の 3 第 2 項第 8 号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (9) 暴力団員等又は暴力団等による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第

122 号) 第 38 条に規定する少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書等については、この法人の主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 活動計算書

(5) 附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類をこの法人の主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ その評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を

除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 15 号の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最後のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。
(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
(招集の通知)

第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。
(定足数)

第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として決議に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項

の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないとしたことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された者 2 名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規程)

第 26 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規程による。

第 6 章 役員等

(役員を設置)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 13 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用される同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議によってこの法人の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 27 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 32 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。

(報酬等)

第 33 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 34 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 35 条 この法人は、役員の一般法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 114 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び名誉副会長)

第 36 条 この法人に名誉会長及び名誉副会長を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉副会長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び名誉副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて理事会において意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第 37 条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ又は理事会において意見を述べることができる。

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与の報酬等)

第 38 条 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 7 章 理事会

(設置)

第 39 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第35条の責任の免除

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席した場合は、出席した理事の中から議長を選定する。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条 4 項及び第 30 条第 4 号の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事全員及び出席した監事が、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会の決議により別に定める理事会運営規程による。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 49 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。

第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

第 50 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、専門的な事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター運営規程(平成 4 年規程第 2 号)による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局運営規程による。

(備付け書類)

第 52 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書及び会計監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 57 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 11 章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 55 条に規定する公益認定の取り消し等に伴う贈与については、変更することができない。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 54 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規

程による。

(個人情報保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第 13 章 公告の方法

(公告)

第 59 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 14 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益財団法人暴力追放愛知県民会議の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は岡田邦彦とし、業務執行理事は井口弘造とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大矢和隆	所 晃	石川光博	鐘ヶ江修	玉越清美
斎藤秀一	大野清明	伊藤光夫	伊藤修二	松浦良雄
江尻泰介	森 博一	伊藤 博		

附 則（平成 24 年 10 月 26 日）

この定款は、平成 24 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 28 日）

この定款は、平成 26 年 5 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 22 日）

この定款は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 27 日）

この定款は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する